



税務システム上の誤った入力処理による市税書類の誤送付について

法人市民税の申告に係る書類について、送付先の法人とは別の法人の情報が記載された書類を送付していたことが、2件判明いたしました。関係者の皆様には多大なる御迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。

1 経緯

(1) 事案1

9月20日(水):法人Aから、法人Bの情報が記載された法人市民税確定申告書が送付されてきた旨の通報が本市にありました。

(2) 事案2

9月29日(金):法人Cから、法人Dの情報が記載された法人市民税予定申告のお知らせが送付されてきた旨の通報が本市にありました。

2 対応

(1) 事案1

9月21日(木):通報者(法人A)へ謝罪文書を送付しました。

9月25日(月):法人Bへ正しい送付先を再設定した書類を送付しました。

9月28日(木):通報者(法人A)への誤送付物を回収しました。

10月25日(水):法人Bへ謝罪を行いました。

(2) 事案2

9月29日(金):通報者(法人C)へ謝罪文書を送付しました。

法人Dへ正しい送付先を再設定した書類を送付しました。

10月4日(水):通報者(法人C)への誤送付物を回収しました。

10月25日(水):法人Dへ謝罪を行いました。

(3) 上記の事案を受け、内部調査を進めた結果、他に同様の事例はないことを確認しました。

3 原因

職員が税務システム上において誤った入力処理を行ったことにより、書類の送付先の設定が別法人に書き換えられていたことが原因と判明しました。

4 再発防止策

税務システム上の入力処理の内容が正しいかどうか別の職員による確認(二重チェック)を徹底する等の対策をとり、適正な事務処理に努めてまいります。

【本件に関するお問い合わせ先】

柏市財政部収納課

電話 04-7167-1123/FAX 04-7167-3203